

# 愛知県職員組合結婚・出産祝品交付要領

## (目的)

**第1** 愛知県職員組合（以下「県職」という。）を身近に感じてもらうための一助として、県職の組合員・賛助会員（以下、「組合員等」という。）の結婚及び出産（子の出生）をお祝いするため、祝品を交付するものとし、交付に関しては、この要領に定めるところによる。

## (交付対象)

**第2** 交付対象とする事由は、組合員等の結婚及び出産とする。

ただし、交付事由発生日及び交付申請日において組合員等である場合とする。

- 2 結婚の場合は、婚姻に加え、夫婦別姓等の事実婚も含むものとする。兩人とも組合員等の場合は、それぞれ交付対象とする。
- 3 出産の場合は、両親とも組合員等の場合は、いずれか一人を交付対象とする。

## (祝品の内容)

**第3** 祝品は、商品券とし、次のとおりとする。

- (1) 結婚……組合員等1人につき5,000円相当とする。
- (2) 出産……出生した1児につき5,000円相当とする。

## (申請手続及び申請期限)

**第4** 祝品の交付申請は、別に定める申請書により組合員等本人が行うものとする。

ただし、出産の場合は、産後休暇・育児休業制度を踏まえ、組合員等の本人の了承のもとで所属分会の分会長からの代理申請を認める。

- 2 申請期限は交付事由発生日から6か月以内を申請期限とする。

ただし、組合員等本人が産前産後休暇・育児休業を取得する場合は、職場復帰してから6か月以内を申請期限とする。

※ 結婚の場合の交付事由発生日は、「結婚休暇」の起点日である、婚姻届提出日、結婚式を挙げる日又は婚姻共同生活を始める日のいずれか早い日とする。事実婚の場合は、戸籍法に基づく婚姻届をしないため、結婚式を挙げる日又は共同生活を始める日のいずれか早い日とする。

## (交付決定通知と祝品の交付)

**第5** 交付を決定した場合は、申請者に交付決定の内容を速やかに通知する。

- 2 祝品は、組合員等の本人に直接送付することで交付する。

## (機関紙への掲載)

**第6** 申請内容については、組合員全体でお祝いするため、県職機関紙に掲載することとし、掲載の内容・方法は、県職中央執行委員会が定める。

- 2 申請内容が個人情報であることから、申請時に掲載を希望しないことを申し出た場合は、掲載しない。

ただし、この場合にあっても交付件数には集計して公表することとする。

## **(その他)**

- 第7** 申請内容に虚偽があった場合は、祝品を返納させる。
- 2 要領の実施にあたり疑義がある場合は、県職中央執行委員会において判断する。
  - 3 この要領は、県職中央執行委員会の決定により変更することができる。

## **附則**

- 1 この要領は、2016年2月1日より施行する。
- 2 「第2」の交付対象については、2016年1月1日以降に事由が発生した場合に限定する。